

## 所有者が大企業等に該当しないことの確認書の取扱要領

### 第一章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要領はまちづくり部補助金交付要綱に基づく大規模多数利用建築物等耐震化助成事業の実施に係る取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この要領において大企業とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び同項第1号の2のいずれにも該当しない会社及び個人をいう。

2 大企業（この項の規定により前項に規定する会社とみなされる者を含む。）が単独で資本金の2分の1以上を出資している会社は、前項に規定する会社とみなす。

3 国又は地方公共団体に関連する法人とは、次の各号のいずれかに該当する法人をいう。

一 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項の規定により準用する同条第1項又は第2項の規定により普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人

二 国が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

4 国及び前項第2号に規定する法人（この項の規定により同号に規定する法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、同号に規定する法人とみなす。

### 第二章 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業に係る取扱い

#### (所有者が大企業等に該当しないことの確認)

第3条 対象建築物について、大規模多数利用建築物等耐震化助成事業による助成を受けて市町が交付する補助金等の交付の申請をしようとする者は、対象建築物の所有者が前条に規定する大企業及び国又は地方公共団体に関連する法人（以下「大企業等」という。）のいずれにも該当しないことについて知事に確認を依頼することができる。

2 前項の確認の依頼は、所有者が大企業等に該当しないことの確認依頼書（様式第1号）及び所有者が法人である場合にあっては次の各号に掲げる書類（所有者が個人である場合にあっては第2号に掲げる書類）（以下これらを「確認依頼書等」という。）を知事に提出して行うものとする。

一 別表1に掲げる書類その他の資本金の額を確認できる書類

二 別表2に掲げる書類その他の常時使用する従業員の数を確認できる書類

三 別表3に掲げる書類その他の当該法人に資本金、基本金その他これらに準ずる

ものの2分の1以上を出資している者の有無を確認できる書類

- 3 所有者が法人である場合において、当該法人に資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している者が存在するときは、当該出資している者（この項の規定により所有者とみなされる者を含む。）を所有者とみなして前項の規定を適用する。
- 4 知事は、第2項の規定に基づき確認依頼書等の提出があったときは、その記載内容を審査し、所有者が大企業等に該当するか否かを確認する。
- 5 知事は、所有者が大企業等に該当しないことを確認したときは、確認結果を所有者が大企業等に該当しないことの確認通知書（様式第2号）により依頼者及び対象建築物が所在する市町の長に通知するものとする。
- 6 知事は、提出された確認依頼書等によって第4項の確認をすることができないときは、依頼者に追加の説明又は書類の提出を求めることができる。

#### （市町が補助金交付申請書に添付すべき書類）

第4条 市町は、大規模多数利用建築物等耐震化助成事業に係る補助金交付申請において、前条第5項の通知書の写しをもって「所有者が大企業又は国若しくは地方公共団体に関連する法人でないことが確認できる書類」とすることができる。

### 第四章 雑則

#### （確認依頼の窓口）

第5条 知事に対する確認の依頼は、兵庫県まちづくり部建築指導課を窓口として行うものとする。

#### （適用区域の範囲）

第6条 この要領は、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市の区域においては、適用しない。

附則

#### （施行期日）

第1条 この要領は、平成26年5月30日から施行する。

附則

#### （施行期日）

第1条 この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附則

#### （施行期日）

第1条 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1（資本金の額を確認できる書類）

種別	要件
履歴事項全部証明書 （商業登記簿謄本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行日から 6 か月以内のもの</li> </ul>
決算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近のもので決算期、資本金の額が分かるもの</li> <li>・表紙に法人名の記載、捺印等があるもの</li> </ul>

別表 2（常時使用する従業員の数を確認できる書類）

種別	要件
労働保険概算・確定保険料 申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の保険年度に係るもの</li> <li>・監督官庁の受領印があるもの</li> <li>・常時使用労働者数の記入があるもの</li> </ul>
賃金台帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人が特定でき、従業員数が分かるもの</li> <li>・直近の賃金支払いに係る事項が記載されているもの</li> </ul>

別表 3（資本金等の 2 分の 1 以上を出資している者の有無を確認できる書類）

種別	要件
有価証券報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近に金融庁に提出したもの</li> <li>・表紙及び大株主の状況が分かる頁</li> </ul>
法人税確定申告書別表「同族会社等の判定に関する明細書」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の確定申告書に添付されているもの</li> </ul>

兵庫県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者名  
電 話 (      )      ー      番  
電子メール

**所有者が大企業等に該当しないことの確認依頼書**

下記の建築物について、所有者がまちづくり部補助金交付要綱に基づく大規模多数利用建築物等耐震化助成事業における大企業及び国又は地方公共団体に関連する法人に該当しないことの確認を依頼します。

この確認依頼書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

建築物の名称	
建築物の所在地	

**A : 所有者**

氏名又は名称	確認項目	内容	左記の内容を確認できる資料
	業種		
	<input type="checkbox"/> 資本金 <input type="checkbox"/> 常時使用する従業員数		
	単独で資本金等の 1/2 以上 を出資する者の有無		

**B : Aに単独で資本金等の2分の1以上を出資する者**

氏名又は名称	確認項目	内容	左記の内容を確認できる資料
	業種		
	<input type="checkbox"/> 資本金 <input type="checkbox"/> 常時使用する従業員数		
	単独で資本金等の 1/2 以上 を出資する者の有無		

**C : Bに単独で資本金等の2分の1以上を出資する者**

氏名又は名称	確認項目	内容	左記の内容を確認できる資料
	業種		
	<input type="checkbox"/> 資本金 <input type="checkbox"/> 常時使用する従業員数		
	単独で資本金等の 1/2 以上 を出資する者の有無		

(備考) Cに単独で資本金等の2分の1以上を出資する者がいる場合は別紙を追加すること。

依頼者 様

兵庫県知事 ○ ○ ○ ○

担当課名及び担当者名 建築指導課

(文書主任)

(担当者)

電 話 ( ) - 番

電子メール

所有者が大企業等に該当しないことの確認通知書

下記の建築物について、所有者がまちづくり部補助金交付要綱に基づく大規模多数利用建築物等耐震化助成事業における大企業及び国又は地方公共団体に関連する法人に該当しないことを確認しました。

記

建築物に関する事項

名 称	
所在地	

所有者に関する事項

氏名又は名称	
住所又は主たる 事務所の所在地	